

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第421号)

平成17年11月4日

横情審答申第421号

平成17年11月4日

横浜市病院事業管理者

岩 崎 榮 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年1月12日衛市庶第756号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「南2階病棟2004年4月14日佐々木看護師さんが〇〇に説明していない
のにもかかわらず説明したと言われる場所」及び「4月15日倉島看護師さん
が何回も説明したと言われる場所と根拠」の個人情報非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「南2階病棟2004年4月14日佐々木看護師さんが〇〇に説明していないにもかかわらず説明したと言われる場所」及び「4月15日倉島看護師さんが何回も説明したと言われる場所と根拠」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「南2階病棟2004年4月14日佐々木看護師さんが〇〇に説明していないにもかかわらず説明したと言われる場所及び4月15日倉島看護師さんが何回も説明したと言われる場所と根拠」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長が、平成16年10月13日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、平成17年4月1日に横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が設置されたことにより、本件異議申立てについて決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 患者入院中に、病棟において看護師が家族へ説明する場合には、通常、病室、病棟内の面談室又はナースステーションにおいて行っている。
- (2) 平成16年4月14日、南2階病棟において、佐々木看護師が当該患者の家族に対して当該患者の状態について説明をしている。通常、看護師本人が患者の状態についての説明に対して家族に納得していただいたものと認識した場合は、カルテ等に記録をしない。本件についても、重症観察記録に「返事をくれることになっている」と記載している、すなわち自らの説明が理解されたと認識しているため、当該患者の状態について、看護師から説明した場所は記録していない。

次に、倉島看護師は、平成16年4月15日南2階病棟において、重症観察記録に

「くり返し説明しようやく納得」と記載しており、家族は当該患者の状態について繰り返しの説明により納得していただいたものと認識しているため、看護師から説明した場所は記録していない。

よって、本件請求の対象となる本件個人情報を記載した書類は作成しておらず、存在していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。
- (2) 申立人は、患者の状態について佐々木看護師から説明を受けていない。倉島看護師から説明を受けた時間1回だけである。（1時間帯のことを意味する）
- (3) 実施機関の主張は申立人の記憶と食い違いがあり、情報が共有されていない。説明した場所、説明した時間帯の記載がされないのはおかしいし、そういった様式が存在しないという実施機関の体制もおかしい。
- (4) 看護師からは、説明していると言われているが、こちらには実際に説明されたという記憶はなく、どこで説明されたかという記憶もない。なので、そのような看護師の話は納得できない。もしそのように主張するなら、証明を出せと言っているが出してこない。文書の有る無しは文書件名簿を見れば分かるはず。なぜ保存しないのか、なぜ破棄したのか、そういったことに関する指針は何なのか、審査会においてそこまで審議してもらわないと申立ての意味がない。
- (5) 退院後、申立人は当該看護師と話したいと言って、一度会っているが、看護師は説明したと言い張り、自分の記憶違いについて決して改めようとしめない。申立人はその1回の面談で引き下がるつもりはなく、何度かにわたり話させてほしいと言っているが、病院側はその1回で交渉を切っている。
- (6) 事務方の職員は走ってきて同席し、自己紹介もなかったので、どのような役職の人かもそのときは分からず、後に知ったことである。事務方の職員の同席については病院側のきまりで、同席自体が当然だと言うことを後々説明されているが、本当に当然のことだというのならば、それには法的根拠がずいぶん薄いのではないかと考える。
- (7) 看護師からは、1時間に満たない時間1回では、たいした話は聞けない。後々また伺いたいことがあればまた伺うと別れる際に言っているので、1回ですまないことは看護師も承知のことと思う。看護師は何の規定に基づいて説明したのか、どういう権

限で説明できる立場にあるのか知りたい。

5 審査会の判断

(1) 条例改正について

旧条例は、平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号により改正されたが、本件処分及び本件諮問は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(2) 本件個人情報について

申立人は、「南 2 階病棟 2004 年 4 月 14 日佐々木看護師さんが〇〇に説明していないにもかかわらず説明したと言われる内容と場所と時間」及び「4 月 15 日倉島看護師さんが何回も説明したと言われる内容と時間と場所と根拠」の個人情報本人開示請求を行い、それぞれ内容及び時間に対しては重症観察記録の開示決定を受け、場所及び根拠については不存在のため非開示という決定を受けた。本件個人情報は、非開示決定を受けた「南 2 階病棟において、2004 年 4 月 14 日に佐々木看護師が申立人に説明した場所」及び「同年 4 月 15 日に倉島看護師が申立人に何回も説明した場所とその根拠」である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関の説明によれば、重症観察記録は患者の状態について患者家族等に対し説明した場所を記載する様式になっておらず、また、本件については患者家族が看護師の説明に納得していると認識したことから、当該患者の重症観察記録、カルテ等にも説明場所は記録していないとのことである。

イ それに対し申立人は、佐々木看護師から説明を受けたことはなく、また、倉島看護師からは 1 回（1 時間帯）、1 時間程度の説明を受けていると主張している。

ウ このため、当審査会では、平成 17 年 8 月 5 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 看護師が説明した内容及び時間については、重症観察記録（2004 年 4 月 14 日～2004 年 4 月 15 日）に記載されており、申立人に対して開示している。

(イ) 重症観察記録は、説明場所とその根拠について記載する様式になっていないことから、通常それらの情報は記載していない。

(ウ) 看護師は、病室、面談室、ナースセンターのいずれかで患者家族に説明するのが実態であり、いずれにせよ患者が入院している病棟内であってそれ以外の場

所は想定されない。そのため、今のところ、重症観察記録の様式を説明の場所を記載するようなものに変更する必要はないと考えている。

(エ) 看護師が説明した場所については、重症観察記録、カルテ等どこにも記載しておらず、説明した場所を記録した文書は作成していない。

(オ) 看護師からは、重症観察記録に記録しているとおりに説明していると確認している。看護師が患者の病状を患者家族に説明したということである。看護師は個人的なメモは取っておらず、説明した場所を記録した文書は作成していない。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

重症観察記録は、入院患者の状態を時系列に記録するもので、患者の状態のほか、年月日、副担当看護師名、看護記録、面会時の様子等を記録する様式になっている。当審査会は、平成16年4月14日及び同月15日の当該重症観察記録を見分したが、説明した場所の記録を認めることはできなかった。

オ また、重症観察記録以外に説明場所が記録された文書がないか、実施機関に調査させたが、文書の存在は認められず、また、存在を推認させる事情も確認することはできなかった。

カ 申立人は、説明場所を記録すべきであると主張し、実施機関は、通常、病棟以外での説明は想定できないため、特段、説明場所を記録する必要性は無いと主張している。

キ 説明場所の記録が必要かどうかはともかく、重症観察記録に説明場所の記載は認められず、他に記録された文書の存在も確認することができなかったため、当審査会は、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められないと判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年1月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・審議
平成17年8月5日 (第7回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月19日 (第8回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年10月6日 (第11回第三部会)	・審議
平成17年10月21日 (第12回第三部会)	・審議